

死因究明等を行う専門的な機関における薬毒物分析の実施体制の整備
死因究明等に関する薬物分析を担う人材の育成

日本法中毒学会 久保 真一（福岡大学）

○ 死因究明等に係る人材の育成等（第 10 条）

＜薬毒物分析に関わる人材の育成：特に薬学教育における＞

- ・ 「薬学教育モデルコアカリキュラム」は、令和 4 年度に改訂され、薬学教育における死因究明に繋がる教育の充実が図られることとなった。

今期は以下の計画の推進を図る必要があると考える。

- ・ 薬剤師国家試験出題基準における、薬毒物中毒、死因究明に関する事項を充実する（厚生労働省）。コアカリの改訂に続いて出題基準の改訂を実施する。

○ 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（第 11 条）

＜薬毒物分析に関する教育及び研究の拠点の整備＞

- ・ 薬学教育と医学教育の連携による、薬毒物分析の人材育成に関する教育・研究拠点を設置する（文部科学省）。

前期推進計画検討時にも意見を述べたが、コアカリキュラムが改訂されたので、今期は教育（研究）拠点の整備を図り、その成果を全国の薬学教育の現場に還元する取り組みを行う。

- ・ 薬物標準品ライブラリーを設置し、薬物検査の精度の向上を図る拠点を整備する。さらに、各死因究明機関における薬物検査のために標準品を提供する（厚生労働省）。

○ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（第 12 条）

○ 死因究明のための死体の科学調査の活用（第 15 条）

- ・ 各自治体に「死因究明センター（仮称）」を設置し、死因究明を行う専門的な機関を整備し、科学的調査が活用できるようにする。
- ・ 国は、自治体の死因究明センターの設置、整備、運営を支援する。マニュアルを作成する。
- ・ 各自治体は、現状をもとに、解剖や薬物分析、死後 CT 検査を実施するために必要な設備・機器、人材の確保を図る。特に、検案医の確保と処遇については急務と考える。

○ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（第 17 条）

○ 情報の適切な管理（第 18 条）

- ・ 薬物分析結果（薬物名・濃度）のデータベース化：中毒の実態が明らかになるだけでなく、全国の実施状況の把握のためにも重要